

前橋市特定子ども・子育て支援施設等利用費請求明細書

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

保護者
(請求者) 氏名

認定
子ども氏名

利用年月 ※1	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に 支払った 特定子ども・子育て 支援利用料(d) ※4	対象額合計 c + d (e)	給付上限額 (f) ※5	請求額 eとfの 低い方 ※6
	施設に支払った 特定子ども・子育て 支援利用料(a) ※2	利用 日数	算定基本額(b) (450×利用日数) ※3	aとbの 低い方 (c) ※3				
令和 年 月	円	日	円	円	円	円	円	円
※市職員記入欄	円	日	円	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	日	円	円	円	円	円	円
※市職員記入欄	円	日	円	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	日	円	円	円	円	円	円
※市職員記入欄	円	日	円	円	円	円	円	円

※1 施設等利用費の給付額は月ごとに算出し、原則、四半期毎（4～6月、7～9月、10～12月、1～3月）に支払います。

※2 「施設に支払った特定子ども・子育て支援利用料（a）」及び「認可外保育施設等に支払った特定子ども・子育て支援利用料（d）」を証明する「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」を添付して下さい。
(a)には、領収証の①の金額を記入してください。(d)には、認可外保育施設等の領収証の①の合計額を記入してください。

※3 預かり保育事業は、月ごとに「450円（日額単価）×利用日数」を算定基本額とし、「施設に支払った金額（a）」と「算定基本額（b）」を比較し、低い方の金額を「預かり保育事業の給付対象額（c）」とします。

※4 「認可外保育施設等に支払った金額（d）」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

※5 給付上限額は、法第30条の4の認定（施設等利用給付認定）が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。

※6 「対象額合計（e）」と「給付上限額（f）」の低い方が請求額となります。

請求合計額	円
-------	---

●在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入※7

※①～③に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

①	フリガナ	所在地	〒	—
	施設名		電話:	— —
②	フリガナ	所在地	〒	—
	施設名		電話:	— —
③	フリガナ	所在地	〒	—
	施設名		電話:	— —

※7 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみです。上記に該当する場合のみ、記入してください。（在籍園が上記に該当するかは、在籍園にご確認ください。）

前橋市特定子ども・子育て支援施設等利用費請求明細書
 幼稚園・認定こども園・小学校幼稚園部の預かり保育事業の施設等利用費

保護者
(請求者) 氏名

前橋 太郎

認定
子ども氏名

前橋 花子

記入例

利用年月 ※1	在籍園の預かり保育事業				認可外保育 施設等に 支払った金額(d) ※ 4	対象額合計 c + d (e)	給付上限額 (f) ※5	請求額 eとfの 低い方 ※6
	施設に支払った金額 (a) ※2	利用 日数	算定基本額(b) (450×利用日数) ※3	aとbの 低い方 (c)※3				
令和 元 年 10 月	5,000 円	10 日	4,500 円	4,500 円	0 円	4,500 円	11,300 円	4,500 円
※市職員記入欄	円	日	円	円	円	円	円	円
令和 元 年 11 月	8,500 円	20 日	9,000 円	8,500 円	0 円	8,500 円	11,300 円	8,500 円
※市職員記入欄	円	日	円	円	円	円	円	円
令和 元 年 12 月	12,000 円	26 日	11,700 円	11,700 円	0 円	11,700 円	11,300 円	11,300 円
※市職員記入欄	円	日	円	円	円	円	円	円

※1 施設等利用費の給付額は月ごとに算出し、原則、四半期毎(4~6月、7~9月、10~12月、1~3月)に支払います。

※2 「施設に支払った特定子ども・子育て支援利用料(a)」及び「認可外保育施設等に支払った特定子ども・子育て支援利用料(d)」を証明する「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」を添付して下さい。
 (a)には、領収証の①の金額を記入してください。(d)には、認可外保育施設等の領収証の①の合計額を記入してください。

※3 預かり保育事業は、月ごとに「450円(日額単価)×利用日数」を算定基本額とし、「施設に支払った金額(a)」と「算定基本額(b)」を比較し、低い方の金額を「預かり保育事業の給付対象額(c)」とします。

※4 「認可外保育施設等に支払った金額(d)」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

※5 給付上限額は、法第30条の4の認定(施設等利用給付認定)が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。

※6 「対象額合計(e)」と「給付上限額(f)」の低い方が請求額となります。

請求合計額	24,300 円
-------	----------

●在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入※7

※①~③に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

①	フリガナ 施設名	所在地	〒 - 電話: - -
②	フリガナ 施設名	所在地	〒 - 電話: - -
③	フリガナ 施設名	所在地	〒 - 電話: - -

※7 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみです。上記に該当する場合のみ、記入してください。
 (在籍園が上記に該当する場合は、在籍園にご確認ください。)